

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月22日
【計算期間】	第31期(自 平成28年3月26日 至 平成28年9月25日)
【発行者（受託者）名称】	みずほ信託銀行株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 中 野 武 夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	みずほ信託銀行 信託ファンドマネジメント室 室長 宗 近 元
【連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
【電話番号】	03(3278)8111（代表）
【発行者（委託者）氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	該当事項はありません。
【住所又は本店の所在の場所】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。
【提出書類】	募集事項等記載書面
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月22日
【発行者（受託者）名称】	みずほ信託銀行株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 中 野 武 夫
【発行者（委託者）氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	該当事項はありません。
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】	金銭信託(自由型)〔愛称：オールウェイズ〕 (以下、「当信託」という場合があります)
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】	1兆円を上限とします。 但し、運用に影響が出るほどお申込みが増えた場合など状況によっては、個人・法人を問わず、また金額によらず、お申込みを制限することがあります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされます。

【証券情報】

【内国信託受益権の募集（売出）要項】

1 【内国信託受益権の形態等】

当信託は、記名式の合同運用指定金銭信託受益権です。

金融商品取引法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権として、金融商品取引法上の「第二項有価証券」に該当します。

金銭信託(自由型)[愛称：オールウェイズ](以下、「当信託」という場合があります)は、組入れ信託受益権等の信用リスク管理及び流動性管理を徹底することにより、株式会社格付投資情報センター(以下、「R&I」という場合があります)より、平成14年1月18日にファンド信用格付け「AAAfc(トリプルエーエフシー)」を取得しています。その後、毎年1回定例調査を受け、平成28年10月31日現在、同格付けが継続しています。(信用格付けについては、R&Iが平成22年9月30日付けで金融庁に登録し、信用格付業者となっているため、信用格付業者から取得する格付けとなります。)なお、取得したファンド信用格付けは、将来の投資環境の変動等により、予告なしに変更となる場合、また取得を中止する場合がありますのでご留意下さい。

《ファンド信用格付けとは》

株式会社格付投資情報センター(R&I)のファンド信用格付けは、ファンドの管理・運用体制の評価結果により格付け付与が可と判断された場合の、ファンドの運用資産の平均的な信用力に対する意見の表明であり、そのファンド信用格付けの主な評価対象は、ファンドの運用資産である債券ポートフォリオです。評価は「AAAfc」から「Cfc」の9段階ですが、「AAfc」から「CCCfc」までの格付けには、同一格付け符号内での上下を区別するため、プラス・マイナスが付される場合があります。当信託のファンド信用格付けは、9段階の最上位となります。

《ファンド信用格付けの定義》

符号	定義
AAAfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、AAAの債券と同程度である。
AAfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、AAの債券と同程度である。
Afc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Aの債券と同程度である。
BBBfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、BBBの債券と同程度である。
BBfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、BBの債券と同程度である。
Bfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Bの債券と同程度である。
CCCfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、CCCの債券と同程度である。
CCfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、CCの債券と同程度である。
Cfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Cの債券と同程度である。

※ ファンド信用格付け「AAAfc(トリプルエーエフシー)」は、「ファンドの運用資産の平均的な信用力が「AAA(トリプルエー)」の債券と同程度である。」を意味します。

※ ファンド信用格付けの定義は、予告なしに変更となる場合があります。

※ ファンド信用格付けの評価対象は、R&Iの付与する他の信用格付け（発行体格付け、長期個別債務格付け、短期格付け、保険金支払能力）が評価対象とする発行体や債券等とは異なります。また、その評価は他の信用格付けが示す債務履行の確実性（信用力）と異なります。なお、ファンドの管理・運用体制の評価は、主として信用評価以外の事項を勘案しているため、信用格付業以外の関連業務として行っています。ファンドの管理・運用体制の評価結果は格付け付与の可否判断のみに用いられ、ファンドの信用格付けの符号の水準に影響しません。

R&Iはファンド信用格付けによって、ファンドの運用資産の平均的な信用リスク以外のリスク（収益率変動リスク、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。ファンド信用格付けは、投資者の当初投資元本が毀損する可能性や配当の予定金額が明示されている場合にその予定配当金額が支払われる可能性を評価したものではありません。また、ファンドの中途換金により投資者の当初投資元本が毀損する可能性や元本支払いの一時停止が発生する可能性について評価したものではありません。

R&Iは、ファンド信用格付けを行うに際して用いた情報に対し、品質の確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、ファンド信用格付けを変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、ファンド信用格付けを保留したり、取り下げたりすることがあります。

※ R&Iが信用格付業者として当ファンドの信用格付けを提供し、または閲覧に供する場合には、信用格付け等の事項がR&Iのホームページ（アドレス：<https://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ストラクチャードファイナンス」のサイト（アドレス：<https://www.r-i.co.jp/jpn/sf/>）の「格付関連データ(ストラクチャードファイナンス)」中、「月次版格付一覧(ストラクチャードファイナンス)」欄「ファンド信用格付」をクリックすると表示される「ファンド信用格付一覧」において公表されます。システム障害や上記サイトのアドレス変更があった場合等には、情報が入手できない場合があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

R&I：電話番号 03-6273-7471

《参考：長期個別債務の格付けの定義》

符号	定義
AAA	信用力は最も高く、多くの優れた要素がある。
AA	信用力は極めて高く、優れた要素がある。
A	信用力は高く、部分的に優れた要素がある。
BBB	信用力は十分であるが、将来環境が大きく変化する場合、注意すべき要素がある。
BB	信用力は当面問題ないが、将来環境が変化する場合、十分注意すべき要素がある。
B	信用力に問題があり、絶えず注意すべき要素がある。
CCC	債務不履行に陥っているか、またはその懸念が強い。債務不履行に陥った債権は回収が十分には見込めない可能性がある。
CC	債務不履行に陥っているか、またはその懸念が極めて強い。債務不履行に陥った債権は回収がある程度しか見込めない。
C	債務不履行に陥っており、債権の回収もほとんど見込めない。

※ 長期個別債務の格付けの定義は、予告なしに変更となる場合があります。

《株式会社格付投資情報センター（R&I）とは》

わが国最大の格付機関であり、社債やコマーシャルペーパー（CP）、資産担保証券（ABS）、金銭信託、投資信託について、格付対象企業や金融機関から独立した中立、公正な立場から格付けを行っています。その格付けは投資家から高い信頼を得ており、社債ではわが国で発行されたもののほとんどを網羅しています。

2 【発行（売出）数】

該当事項はありません。

3 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

但し、運用に影響が出るほどお申込みが増えた場合など状況によっては、個人・法人を問わず、また金額によらず、お申込みを制限することがあります。

4 【発行（売出）価格】

発行価格は額面100円につき金100円です。

5 【給付の内容、時期及び場所】

(1) 元本について

元本については、1円以上1円単位で、原則としてお申し出日に金銭でお支払いします(一部解約が可能です)。

お受取り方法をみずほ信託銀行株式会社(以下、「当行」または「受託者」という場合があります)の本店及び国内各支店(出張所を含みます)等にて所定の方法によりご指定ください(詳しくは当行までお問い合わせください)。

なお、当信託は預金とは異なります。元本及び利益の保証はありません。

- ※ 全部解約の際には、元本とともに収益金をあわせてお支払いします。
- ※ 一部解約は、元本の一部をお支払いすることになります。
- ※ 契約の残高が100万円未満となるような一部解約も可能です。

(2) 収益金について

① 収益金の計算方法

収益金の計算日は、毎年3月・9月の各25日(定例計算日)及び信託終了の日(最終計算日)とします。

収益金の額は、各受益者ごとに計算する予定配当額を原則とします。予定配当額は前回定例計算日の翌日(ただし前回定例計算日の翌日以降受け入れた信託金については、その信託契約日)以降に当行が示した予定配当率(※)と、当該予定配当率に対応するそれぞれの期間における信託金の元本平均残高により計算します。なお、予定配当額の計算にあたっては1年を以下の2つの期間に分け、それぞれの期間内に当行が示した予定配当率の1/2を適用します。また、各信託金につき100円未満の部分を切り捨てて計算します。

- ・ 3月26日から9月25日までの184日間
- ・ 9月26日から3月25日までの181日間(閏年の場合は182日間)

(※) 予定配当率とは、信託期間中に適用予定の配当率をいいます。

当信託は予定配当率変動型商品です。予定配当率は信託財産の運用状況及び市場金利等を勘案のうえ、原則として毎月6・16・26日に見直します。

なお、当信託は実績配当型の金銭信託であり、予定配当率はこれを保証するものではありません。

信託財産の運用成果によっては、実際の収益金は予定配当額を下回ったり、配当がなされないことがあります。

② 収益金の配当時期等

定例計算日における収益金の計算に伴い分配する収益金は、原則として毎年3月・9月の各26日に元本に組入れる信託金として追加する方法(※)により分配します。

全部解約に伴い分配する収益金は、お申し出日に元本とともに金銭でお支払いします。

(※) 当信託は追加信託ができませんが、収益金については元本に組入れて運用すること(収益金の追加信託)ができます。

③ 収益金の課税関係（※）

当信託は、所得税法第2条第1項第11号に定める「合同運用信託」に該当し、当信託から発生する収益は利子所得として扱われます。収益金は、個人の受益者の場合、収益金の配当に際しては20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金が源泉分離課税されますので確定申告する必要はありません(マル優ご利用の場合は非課税となります)。法人の受益者の場合、収益金は源泉徴収のうえ総合課税となります。

（※） 課税上の取り扱いは、平成28年12月22日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

6 【募集の方法】

当信託は金融商品取引法で定められる一定数(500名)以上の受益者が所有することが見込まれる有価証券として、募集(金融商品取引法第2条第3項第3号)を行っています。

7 【申込手数料】

該当事項はありません。

8 【申込単位】

当信託は1契約につき100万円以上1円単位でお申込みいただけます。

- ※ お客さま、お1人（法人のお客さまは、1法人）あたりの設定合計額を3億円以内とさせていただきます。なお、これは、収益金が元本に加わる際に3億円を超えることを制限するものではありません。
- ※ 運用に影響が出るほどお申込みが増えた場合など状況によっては、個人・法人を問わず、また金額によらず、お申込みを制限することがあります。
- ※ お申込み単位(1契約100万円以上という基準、お1人（法人のお客さまは、1法人）あたり3億円以内という基準)につきましては、事前にお知らせすることなく変更する場合があります。

9 【申込期間及び申込取扱場所】

(1) 申込期間

継続募集期間：平成28年12月23日から平成29年12月22日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に募集事項等記載書面並びに前申込期間に係る有価証券報告書及びその添付書類を併せて提出することによって更新されます。

(2) 申込取扱場所

当行の本店及び国内各支店(出張所を含みます)等とします。詳細は下記ホームページをご参照ください。

＜ホームページ＞ <https://www.mizuho-tb.co.jp/>

上記の他、当行所定のお手続きをされた方は、テレホンバンキング等所定の方法によるお申込みができます。ただし、あらかじめ最新の目論見書をお手元にご用意いただき、お電話にて名義人ご本人さまに商品内容をご説明させていただく等、所定の方式を満たす場合に限りします。

郵送によるお申込みはできません。

商品内容に関するご質問並びに最新の目論見書につきましては、当行の本店及び国内各支店(出張所を含みます)等までお申し付けください。

10 【申込証拠金】

該当事項はありません。

申込証拠金は無く、申込証拠金の利息及び信託財産の振替はありません。

11 【払込期日及び払込取扱場所】

払込期日は信託契約日とします。

払込取扱場所は当行の本店及び国内各支店(出張所を含みます)等とします。

12 【引受け等の概要】

該当事項はありません。

13 【その他】

お取り扱い通帳は通帳式のみで、証書のお取り扱いはありません。

当信託のお申込みは、原則として名義人ご本人さまのお手続きが必要となります。

申込証拠金は無く、申込証拠金の利息及び信託財産の振替はありません。

当信託の受益権は、本邦以外での発行はありません。

運用に影響が出るほどお申込みが増えた場合など状況によっては、個人・法人を問わず、また金額によらず、お申込みを制限することがあります。

【有価証券報告書】

第1 【信託財産の状況】

1 【概況】

(1) 【信託財産に係る法制度の概要】

金銭信託(自由型)「愛称：オールウェイズ」(以下、「当信託」という場合があります)は、金銭を当初の信託財産とする合同運用指定金銭信託です。

受託者(みずほ信託銀行株式会社、以下、「当行」という場合があります)は、信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下、「兼営法」という場合があります)、信託業法、金融商品取引法等の各種関係法令に基づき、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等をはじめとする法令上の義務に従い、信託財産(金銭)の引受け(受託)を行っています。受託者(当行)は、受益権(受益債権)の保有者(受益者)に対して、信託財産に属する財産のみをもってその履行責任を負うこととなります。なお、当信託の受益権は、みなし有価証券として、金融商品取引法の適用を受けます。

(2) 【信託財産の基本的性格】

主に自動車ローンやリース料債権などを裏付資産とした信託受益権などに、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」を通じて投資する実績配当型の金銭信託です。金利環境に応じた安定配当をめざします。

(3) 【信託財産の沿革】

当信託は平成13年4月2日に取り扱いを開始しました。

当信託の当初の信託財産たる金銭は、受益者のために利殖することを目的として、委託者(受益者)から受託者(当行)に信託されたものです。

(4) 【信託財産の管理体制等】

① 【信託財産の関係法人】

受託者 みずほ信託銀行株式会社

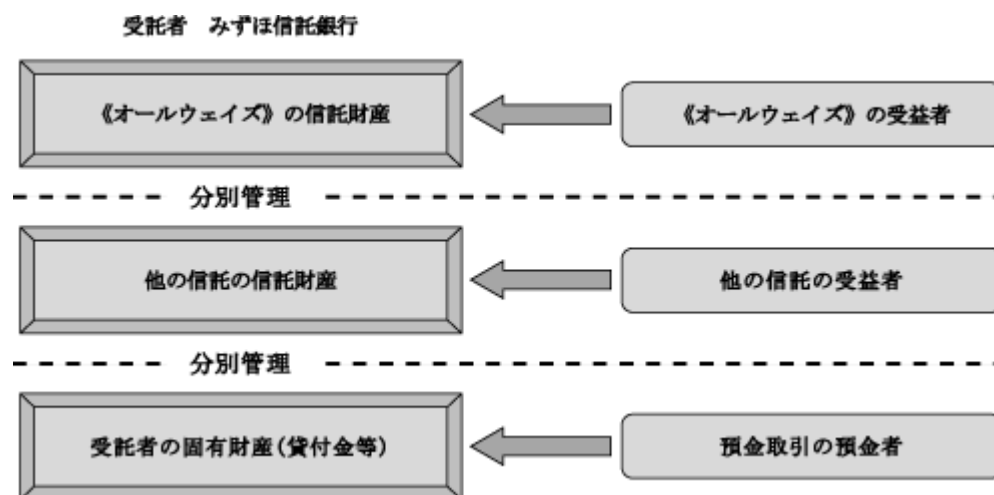
当信託の受託者として、委託者の信託金につき元本の安全性に配慮した運用を行い、収益金の配当、解約(一部解約含む)金の支払い等を行います。

② 【信託財産の運用(管理及び処分)に関する基本的態度】

- (a) 当信託は、委託者の信託金を、当信託の信託約款に基づく信託契約により信託いただいた他の信託金と合同して運用します(以下、これを「合同運用財産」という場合があります)。また、当信託は、元本の安全性に配慮し、金利環境に応じた安定配当の実現を目的として、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」を通じて主に自動車ローンやリース料債権などを裏付資産とした信託受益権などに運用を行います。なお、合同運用財産の一部は解約に伴う支払準備等のため、コールローン等の短期資産に運用します。また、金利変動に伴うリスクをできる限り回避するため、金利スワップ契約を締結することがあります。
- (b) ファンドの運用資産の平均的な信用力を示す目安として、株式会社格付投資情報センター(R&I)から、最上級のファンド信用格付けである「AAAfc(トリプルエーエフシー)」を取得しています。
- (c) 当信託はご契約に適用する予定配当率が変動する商品です。予定配当率は合同運用財産の運用状況及び市場金利等を勘案のうえ、原則として毎月6・16・26日に見直します(当行の店頭・ホームページ等で公表します)。なお、当信託は実績配当型の金銭信託であり、予定配当率はこれを保証するものではありません。
- (d) 当信託は預金とは異なります。元本及び利益の保証はありません。また、預金保険、投資者保護基金の対象ではありません。

③ 【信託財産の管理体制】

当信託の信託財産は、法律(信託法)によって、受託者(当行)自身の財産(貸付金等の固有財産)や、他の信託の信託財産とは分別して管理することが義務付けられています。当信託の信託財産に関するリスク管理体制については、「第1 信託財産の状況」－「3 信託の仕組み」－(1)信託の概要－②信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項－(d) 運用管理体制及びリスク管理体制についてをご参照ください。



2 【信託財産を構成する資産の概要】

(1) 【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】

受託者(当行)は、信託法、兼営法、信託業法、金融商品取引法等の各種関連法令に基づき、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等をはじめとする法令上の義務に従い、信託財産(金銭)の引受け(受託)を行います。

(2) 【信託財産を構成する資産の内容】

当信託の信託財産(当初)は、委託者(受益者)から信託いただいた金銭です。

(当信託の信託財産の運用に関する事項については、「3 信託の仕組み」をご参照ください。)

(3) 【信託財産を構成する資産の回収方法】

該当事項はありません。

(当信託の信託財産の運用に関する事項については、「3 信託の仕組み」をご参照ください。)

3 【信託の仕組み】

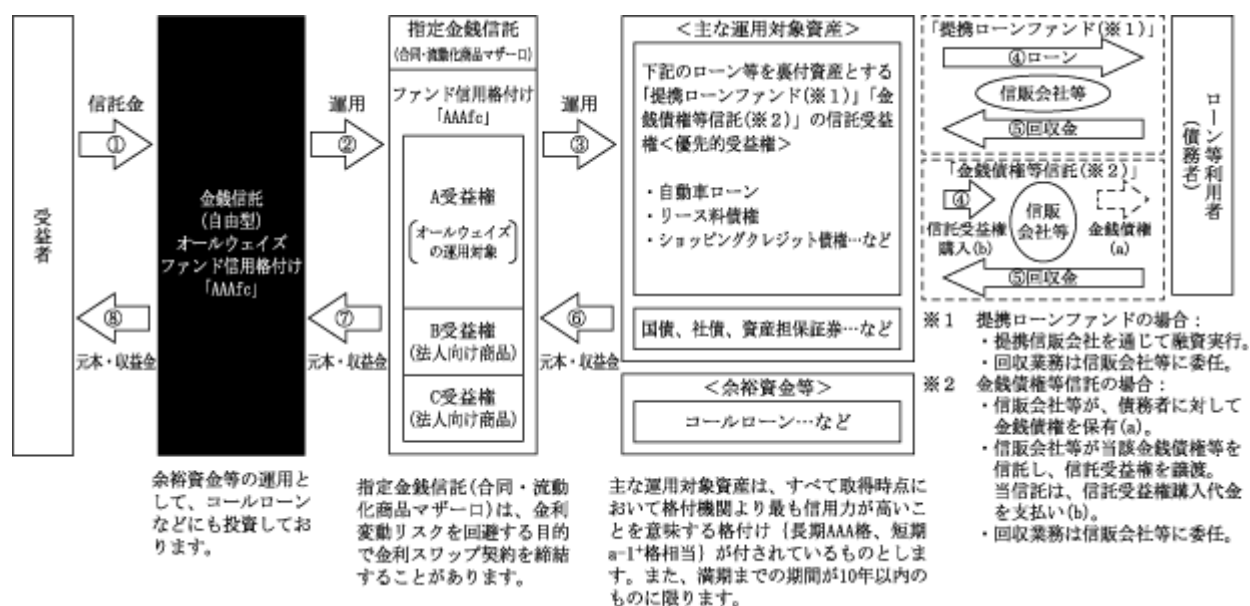
(1) 【信託の概要】

① 【信託の基本的仕組み】

(a) 仕組みの概要

- 1) 当信託は、委託者の信託金を、信託約款に基づく信託契約により信託いただいた他の信託金と合同して運用します。委託者(受益者)から信託いただいた信託金は、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」のA受益権を通じて、主に自動車ローンやリース料債権などを裏付資産とした信託受益権などに運用します。その際、金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ契約を締結することがあります。なお、余裕資金等、合同運用財産の一部については、解約に伴う支払準備等のため、コールローン等の短期資産で運用します。(下図①～④)
- 2) 当信託は、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の主たる運用対象である信託受益権の裏付資産たる自動車ローンやリース料債権等の利用者(債務者)から得られる返済金について、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の主たる運用対象である信託受益権ならびに「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」A受益権を通じて、元本と収益配当を受取り、これを主たる原資として当信託の受益者へ分配金・償還金等の支払いを行います。(下図⑤～⑧)

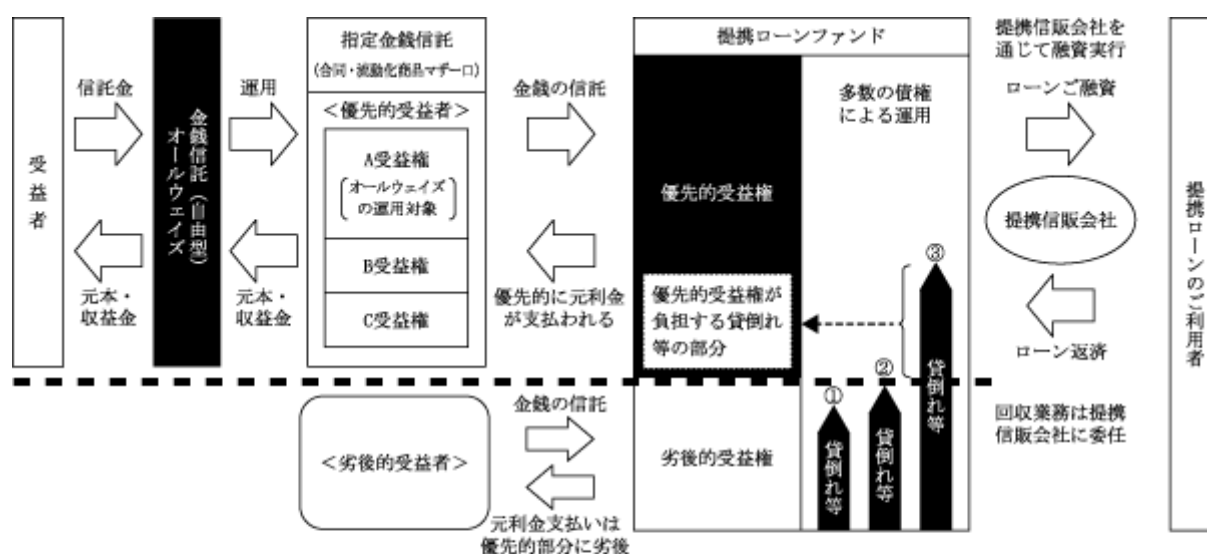
《運用の仕組み概要図》 数字は投資資金の流れの順番を表します。



(b) 主な運用対象とする信託受益権の優先劣後構造について

- 1) 当信託は「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」を通じて主に自動車ローンやリース料債権などを裏付資産とした信託受益権などに運用します。この信託受益権は優先的受益権と劣後的受益権の2種類に分けられますが、当信託は優先的受益権を運用対象としています。
- 2) 提携ローンファンドの場合、ローンをご利用いただいている方から返済される元利金は、まず優先的受益権に充てられます。その後、残余が劣後的受益権に充てられることにより、優先的受益権の安全度を高くすることが可能になります。これを「優先劣後構造」といいます。これにより、ローンをご利用いただいている方の一部に貸倒れが発生するなど、提携ローンファンドの信託財産に損失が発生した場合でも、その損失が劣後的受益権で負担できる額を超えない限り、優先的受益権の元本への影響がないように、また、万一の場合でも影響を軽減するように工夫されています。格付機関は、過去の貸倒れや中途解約等のデータをもとに優先劣後構造を評価しています。

《優先劣後構造の概要図》「提携ローンファンドの場合」



損失の大きさ	各受益者が負担する貸倒れ等のリスク	
	優先的受益者	劣後的受益者
①	負担しない	全額負担
②	負担しない	全額負担
③	貸倒れ等が劣後的受益権を超える部分のみを負担	劣後的受益権元本を上限として負担

(c) ファンド信用格付け「AAafc」について

R&Iのファンド信用格付け 「AAafc(トリプルエーエフシー)」

当信託は、組入れ信託受益権等の信用リスク管理及び流動性管理を徹底することにより、平成28年10月31日現在において、株式会社格付投資情報センター(R&I)よりファンド信用格付け「AAafc(トリプルエーエフシー)」を継続して取得しています。なお、取得したファンド信用格付けは、将来の投資環境の変動等により、予告なしに変更となる場合、また取得を中止する場合がありますのでご注意ください。

《ファンド信用格付けとは》

株式会社格付投資情報センター(R&I)のファンド信用格付けは、ファンドの管理・運用体制の評価結果により格付け付与が可と判断された場合の、ファンドの運用資産の平均的な信用力に対する意見の表明であり、そのファンド信用格付けの主な評価対象は、ファンドの運用資産である債券ポートフォリオです。評価は「AAafc」から「Cfc」の9段階ですが、「AAafc」から「CCCfc」までの格付けには、同一格付符号内での上下を区別するため、プラス・マイナスが付される場合があります。当信託のファンド信用格付けは、9段階の最上位となります。

《ファンド信用格付けの定義》

符号	定義
AAafc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、AAAの債券と同程度である。
Aafc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、AAの債券と同程度である。
Afc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Aの債券と同程度である。
BBBfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、BBBの債券と同程度である。
BBfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、BBの債券と同程度である。
Bfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Bの債券と同程度である。
CCCfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、CCCの債券と同程度である。
CCfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、CCの債券と同程度である。
Cfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Cの債券と同程度である。

- ※ ファンド信用格付け「AAafc(トリプルエーエフシー)」は、「ファンドの運用資産の平均的な信用力が「AAA(トリプルエー)」の債券と同程度である。」を意味します。
- ※ ファンド信用格付けの定義は、予告なしに変更となる場合があります。
- ※ ファンド信用格付けの評価対象は、R&Iの付与する他の信用格付け（発行体格付け、長期個別債務格付け、短期格付け、保険金支払能力）が評価対象とする発行体や債券等とは異なります。また、その評価は他の信用格付けが示す債務履行の確実性（信用力）と異なります。なお、ファンドの管理・運用体制の評価は、主として信用評価以外の事項を勘案しているため、信用格付業以外の関連業務として行っています。ファンドの管理・運用体制の評価結果は格付け付与の可否判断のみに用いられ、ファンドの信用格付けの符号の水準に影響しません。

R&Iはファンド信用格付けによって、ファンドの運用資産の平均的な信用リスク以外のリスク（収益率変動リスク、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。ファンド信用格付けは、投資者の当初投資元本が毀損する可能性や配当の予定金額が明示されている場合にその予定配当金額が支払われる可能性を評価したものではありません。また、ファンドの中途換金により投資者の当初投資元本が毀損する可能性や元本支払いの一時停止が発生する可能性について評価したものではありません。

R&Iは、ファンド信用格付けを行うに際して用いた情報に対し、品質の確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、ファンドの信用格付けを変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、ファンドの信用格付けを保留したり、取り下げたりすることがあります。

- ※ R&Iが信用格付業者として当ファンドの信用格付けを提供し、または閲覧に供する場合には、信用格付等の事項がR&Iのホームページ（アドレス：<https://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ストラクチャードファイナンス」のサイト（アドレス：<https://www.r-i.co.jp/jpn/sf/>）の「格付関連データ（ストラクチャードファイナンス）」中、「月次版格付一覧（ストラクチャードファイナンス）」欄「ファンド信用格付」をクリックすると表示される「ファンド信用格付一覧」において公表されます。システム障害や上記サイトのアドレス変更があった場合等には、情報が入手できない場合があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

R&I：電話番号 03-6273-7471

《参考：長期個別債務の格付けの定義》

符号	定義
AAA	信用力は最も高く、多くの優れた要素がある。
AA	信用力は極めて高く、優れた要素がある。
A	信用力は高く、部分的に優れた要素がある。
BBB	信用力は十分であるが、将来環境が大きく変化する場合、注意すべき要素がある。
BB	信用力は当面問題ないが、将来環境が変化する場合、十分注意すべき要素がある。
B	信用力に問題があり、絶えず注意すべき要素がある。
CCC	債務不履行に陥っているか、またはその懸念が強い。債務不履行に陥った債権は回収が十分には見込めない可能性がある。
CC	債務不履行に陥っているか、またはその懸念が極めて強い。債務不履行に陥った債権は回収がある程度しか見込めない。
C	債務不履行に陥っており、債権の回収もほとんど見込めない。

- ※ 長期個別債務の格付けの定義は、予告なしに変更となる場合があります。

《株式会社格付投資情報センター（R&I）とは》

わが国最大の格付機関であり、社債やコマーシャルペーパー（CP）、資産担保証券（ABS）、金銭信託、投資信託について、格付対象企業や金融機関から独立した中立、公正な立場から格付けを行っています。その格付けは投資家から高い信頼を得ており、社債ではわが国で発行されたもののほとんどを網羅しています。

＜ご参考＞ 「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の概要

1) 基本的性格

「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」は、当行を受託者として、主として最上級の格付を取得した資産(信託受益権・資産担保証券等)などに投資する、実績配当型の合同運用指定金銭信託です。

株式会社格付投資情報センター(R&I)から、最上級のファンド信用格付けである「AAAfc(トリプルエーエフシー)」を取得しています。

預金とは異なります。元本及び利益の保証はありません。また、預金保険、投資者保護基金の対象ではありません。

2) 運用の基本方針

「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」は、主として取得時点において格付機関より最上級の格付(例：長期AAA格・短期a-1+格相当)が付与された、自動車ローンやリース料債権などを裏付資産とした信託受益権等に投資を行います。信託金は、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」信託約款に基づく信託契約による他の信託金と合同して運用します。合同運用財産の一部は満期償還や中途解約に伴う支払準備等のため、コールローン等の短期資産で運用し、また、金利変動に伴うリスクをできる限り回避するため、金利スワップ契約を締結することがあります。

3) 受益権の種類

当信託の主たる運用対象であるA受益権の他、B受益権、C受益権の3種類の受益権があります。

これらの受益権は、据置期間や当行からの解約の有無等の点で条件が異なりますが、各受益権の間で優先劣後関係(配当を受取る順位や信託財産の償還順位が異なる等)はありません。各受益権の主な特徴は以下の通りです。

＜各受益権の主な特徴＞

	A受益権 (当信託の主たる運用対象)	B受益権	C受益権
お申込金額(※)	1円以上1円単位	2年以内の契約は原則3億円以上1円単位、2年を超える契約は原則1億円以上1円単位	1億円以上1円単位
据置期間	ありません	ありません	1ヶ月
当行からの解約	ありません	ありません	あります
お支払い	原則としていつでもお支払いします。	元本については償還期日にお支払いします。	据置期間経過後は原則としていつでもお支払いします。

(※) 金融情勢の変化や信託財産の状況等により、募集を行わない場合や、お申込みできる金額に上限を設ける場合、あるいは下限を変更することがあります。

② 【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】

(a) 運用の基本方針について

当信託は、委託者の信託金を、信託約款に基づく信託契約により信託いただいた他の信託金と合同して運用します。また、当信託は、元本の安全性に配慮し、金利環境に応じた安定配当の実現を目的として、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」を通じて、主に、自動車ローンやリース料債権などを裏付資産とした取得時点において格付機関より最も信用力が高いことを意味する最上級の格付が付与された信託受益権などに運用します。なお、合同運用財産の一部は解約に伴う支払準備等のため、コールローン等の短期資産(換金性、安全性の観点から当行が適当と認めたものに限り)に運用します。また、金利変動に伴うリスクをできる限り回避するため、金利スワップ契約を締結することがあります。

(b) 運用対象及び方法

当行は、合同運用財産を、主として、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」のA受益権を通じて、当該「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の信託約款に基づく他の信託金と合同して、以下1)～6)に定める運用(取引)をします。また、当行は、合同運用財産の一部について、資金の流動性を確保する目的で、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」を通じることなく以下2)のa)～c)に掲げる資産、または合同運用財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして法令で定める場合に該当するときは、当行の銀行勘定に運用します(この場合、当行の店頭に表示する利率で付利します)。

1) 当行は、合同運用財産を、次のa)～e)に掲げる資産に運用します。ただし、取得時において、特定格付（指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)約款第6条第7項第1号に掲げる「特定格付」をいう。）が付された資産のうち、満期までの期間が10年以内のものに限るものとします。

- a) 信託受益権及び信託受益証券(当行が受託するものを含みます)
- b) 資産担保債券、資産担保コマーシャルペーパー
- c) 国債、地方債、社債、特別の法律により法人の発行する債券及び非居住者円貨建債券
- d) コマーシャルペーパー
- e) 上記a)～d)に掲げるものに類似する性質を有する資産

2) 当行は、支払準備の必要がある場合、合同運用財産に生じた余裕金を運用する場合、その他必要と認めた場合には、上記1)にかかわらず、合同運用財産を以下a)～c)に掲げる資産に運用します。ただし、当行は次のa)～c)に掲げる資産のほか、合同運用財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして法令に定める場合に該当するときは、当行の銀行勘定に運用することができます(この場合、当行の店頭に表示する利率で付利します)。

- a) 上記1)のa)～e)の資産のうち、満期までの期間が1ヵ月以内または随時解約もしくは換金可能な資産であって、取得時において適格格付（指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)約款第6条第7項第2号に掲げる「適格格付」をいう。以下同じ）を取得しているもの
- b) 取得時において適格格付を有する金融機関に対する満期までの期間が1ヵ月以内もしくは随時解約可能な預金またはコールローン

c) 上記a)、b)と同等の流動性及び安全性を有するものとして当行が適当と認めた資産

- 3) 当行は、合同運用財産に属する有価証券を、貸付に運用することがあります。ただし、運用する期間は1ヵ月以内とし、貸付先は適格格付を有する者に限ります。
- 4) 当行は、合同運用財産に属する資産について、当該資産の価格変動等のヘッジのため、金利・有価証券に係る先物取引・指数先物取引・オプション取引・スワップ取引その他これらに類する取引を行うことがあります。
- 5) 当行は、上記3)、4)に掲げる取引、有価証券の売買取引その他上記1)のa)～e)及び上記2)のa)～c)に掲げる財産の取得・処分にかかる取引、為替取引等合同運用財産の運用に必要な取引(取引の委託を含みます)を、合同運用財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして法令で定める場合に該当するときは、当行の銀行勘定(第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当行が当該第三者の代理人となって行う取引を行う場合を含みます)、当行の利害関係人、当信託の信託業務の委託先及びその利害関係人、または他の信託財産との間で行うことがあります。なお、利害関係人とは、株式の所有関係または人的関係において、受託者(当行)または当信託の信託業務の委託先と密接な関係を有する者として法令で定める者を言います。
- 6) 当行は、合同運用財産に属する資産を担保に供して借入をすることがあります。この借入金は合同運用財産に属し、この信託金と同一の方法により運用します。

(c) 損益分配の基準

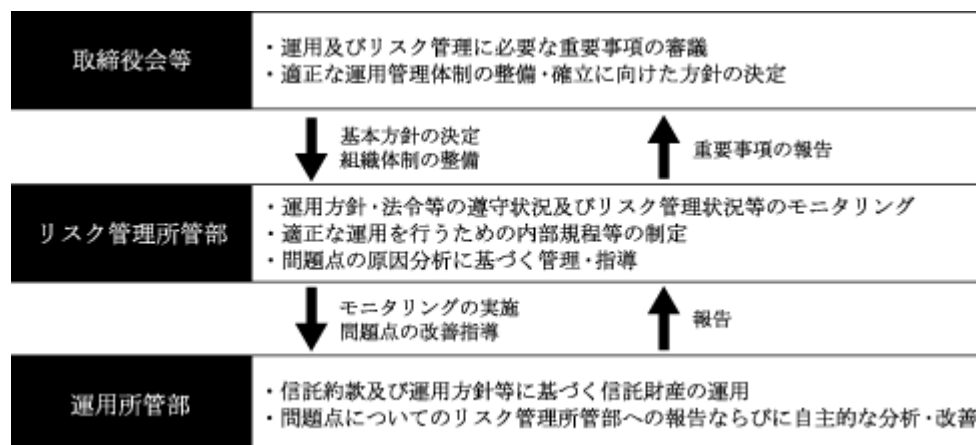
毎計算期日(毎年3月・9月の各25日)における前回計算期日の翌日から当該計算期日までの期間に、合同運用財産に関して受領した配当金、利息、手数料及びこれらに類する収益並びに合同運用財産について実現した売却益(償還益を含みます)の各金額の合計額から、租税・事務費用、利息、受益者からの解約(全部解約及び一部解約のいずれも含みます)申出に伴い支払った収益金、及びこれらに類する費用並びに合同運用財産について実現した売却損(償還損を含みます)の各金額の合計額を控除した残額を信託の利益とし、下記手続きを行った後の金額(純収益額)を各受益者ごとの予定配当額で按分して分配します。

1) 信託報酬を控除

2) 信託金の運用により取得した信託財産につき生じた損失があるときは、その損失に充当

(d) 運用管理体制及びリスク管理体制について

当信託の運用管理・リスク管理は、以下の体制で運営します。



上記体制は、平成28年12月22日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(e) 信託業務の委託について

当行は、以下に掲げる業務の全部または一部について、以下の基準及び手続きに従い選定される者(当行の利害関係人を含みます)に委託することがあります。

委託業務及び委託先の範囲	1) 信託財産に属する有価証券の処分及びこれに付随する業務 金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者及びこれらの子会社等有価証券の保管を業として営む者 2) 信託財産に属する有価証券の運用にかかる業務 金融商品取引法に定める投資運用業に関する登録を行っている者及び外国の法令に準拠して外国において有価証券の運用を業として営む者 3) 金銭債権の回収にかかる業務 法務大臣の許可を受けた債権回収会社
委託先の基準	1) 委託先の信用力に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと。 2) 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。 3) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。 4) 委託先に対する委託料が、委託業務の内容、取引慣行及び受託者責任の適切な履行の観点に照らし相応の水準であること。
委託先決定の手続き	当行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、委託を実施する部署において委託先が上記に定める基準のすべてに適合する者であるかを精査し、内部管理に関する業務を所管する部署において確認のうえ、委託を実施する部署の決裁権者が決定します。

※ 上記にかかわらず、当行は以下の業務を、当行が適当と認める者(当行の利害関係人を含みます)に委託することができるものとします。

- ・ 信託財産の保存にかかる業務
- ・ 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・ 当行(当行から指図の権限の委託を受けた者を含みます)のみの指図により委託先が行う業務
- ・ 当行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(f) 信託の登記等について

- 1) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、当行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- 2) 1)のただし書きにかかわらず、受益者保護のために当行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- 3) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、当行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- 4) 動産(金銭を除く)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

③ 【委託者の義務に関する事項】

(a) 印鑑届出・印鑑照合

- 1) 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約の関係者の印鑑は、委託者からあらかじめ当行に届出るものとします。
- 2) 当行が、当信託に関する請求書、諸届その他の書類に使用された印影を上記1)の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(b) 届出事項の変更・通帳の再発行

- 1) 以下の事由が発生した場合には、委託者、その相続人または受益者は直ちに当行にお申し出のうえ、当行所定の手続きをとることとします。この手続きの前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ・ 通帳または印章の喪失もしくは毀損
 - ・ 印章、名称、住所、通知先その他の届出事項の変更
 - ・ 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約の関係者の死亡またはその行為能力の変動、その他の重要な変更
- 2) 上記1)の場合、信託金もしくは収益金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- 3) 通帳を再発行する場合には、当行店頭に表示する再発行手数料をいただきます。

(c) 成年後見人等の届出

- 1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出ることとします。
- 2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出ることとします。
- 3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、上記1)、2)と同様に届出ることとします。
- 4) 上記1)～3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出ることとします。また、この届出の前に生じた損害について当行は責任を負いません。

④ 【その他】

(a) 信託期間について

信託契約日から、全部解約手続き等による信託終了の日までとします。

(b) 費用について

当信託のお申し込みから全部解約までの間に、直接または間接的にご負担いただく費用は次のとおりです。なお、これらの費用の総額については、お申込み時点では確定しないため表示できません(なお、当信託の収益金にかかる課税上の取り扱いについては、「第1 信託財産の状況」－「3 信託の仕組み」－(2)受益権をご参照ください)。

1) 直接ご負担いただく費用

- a) 申込手数料：ございません。
- b) 解約手数料：ございません。
- c) その他：通帳を再発行する場合、当行の店頭に表示する再発行手数料をいただきます。

2) 間接的にご負担いただく費用

a) 信託報酬

信託報酬は、原則として定例計算日(毎年3月・9月の各25日)に信託財産の中からいただきます。信託報酬は、信託元本に対して上限年率3%から下限年率0.01%の範囲内とし、信託財産の運用成果に基づき計算します。また、当信託の運用対象となる「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」にも同様に信託報酬がかかり、原則として「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の定例計算日(毎年3月・9月の各19日)に「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の受託者(当行)に支払うこととします。この信託報酬は、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の信託元本に対して上限年率3%から下限年率0.01%の範囲内とし、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の信託財産の運用成果に基づき計算します。

b) その他の信託財産にかかる費用

監査費用などの信託事務の処理に必要な費用(租税公課を含みます)を、信託財産の中から支払う場合があります。当該費用は発生時まで確定しないため表示できません。また、当信託の運用対象となる「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」について、監査費用などの信託事務の処理に必要な費用(租税公課を含みます)を、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の信託財産の中から支払う場合があります。当該費用は発生時まで確定しないため表示できません。

(c) 支払停止・強制終了について

以下の事由が生じた場合、解約を制限すること(支払停止)があります。さらに、必要があると認めた場合には、信託財産を換金処分のうえ各受益者に按分して交付し、信託を終了する手続き(強制終了)を行うことがあります。

- 1) 合同運用財産の計算期日において信託損失が発生したとき、または計算期間において信託損失が発生することが明らかであると当行が認めた場合
- 2) 合同運用財産の総額が6ヶ月間連続して100億円を下回り、運用に支障をきたすことが明らかであると当行が認めた場合
- 3) 即時換金可能な資産が減少し、各受益者からの解約のお申し出に応じられないとき、またはその状況となることが明らかであると当行が認めた場合
- 4) 合同運用財産に属する資産に元本毀損が生じたとき、またはその状況となることが明らかであると当行が認めた場合
- 5) 「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の強制終了が決定された場合

なお、合同運用財産には取引所の相場がない資産(信託受益権等)が含まれますが、これらの資産は資金化が困難である等の理由により、本来の評価額を大幅に下回る価額でしか換金処分できなくなるおそれがあります。そこで取引所の相場がない資産の売却にあたっては、当行は複数の購入希望者より価額の提示を受け、そのうち最も高い価額で処分する方法等、一般に相当と認められる方法、価額をもって処分することとします。

(d) 信託の終了について

当信託は以下の事由が生じた場合に終了します。

- 1) 委託者(受益者)による全部解約手続き
- 2) 当行による強制終了

(e) 信託約款の変更及び公告の方法

当信託は、兼営法第5条に規定される「定型的信託約款」による信託に該当しますので、信託約款の変更については下記のとおりとなります。

- 1) 当行は、受益者の利益のために必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得て、または委託者及び受益者の承諾を得て、この信託約款を変更できるものとします(これら以外の方法による変更はできません)。
- 2) 当行は、金融庁長官の認可を得て信託約款を変更しようとするときは、変更内容及び変更について異議ある委託者又は受益者は一定期間内にその異議を述べるべき旨の公告を日本経済新聞へ掲載する方法により行うものとし、当該期間内に委託者又は受益者が異議を述べなかった場合には、変更を承諾したものと取り扱います。

(f) 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体

ございません。

(g) 当行が契約している指定紛争解決機関

一般社団法人 信託協会 連絡先 信託相談所
電話番号 0120-817335 又は 03-6206-3988

(2) 【受益権】

受益者は、信託約款に基づいて、元本の償還及び収益金を受取る権利を有します。

但し、元本の補てん及び利益の保証は無く、受託者(当行)は信託財産に属する財産のみをもって履行するものとします。

受益者が受取る元本及び収益金の内容は以下のとおりです。

① 元本について

元本については、1円以上1円単位で、原則としてお申し出日に金銭でお支払いします(一部解約が可能です)。

お受取り方法を当行の本店及び国内各支店(出張所を含みます)等にて所定の方法によりご指定ください(詳しくは当行までお問い合わせください)。

なお、当信託は預金とは異なります。元本及び利益の保証はありません。

- ※ 全部解約の際には、元本とともに収益金をあわせてお支払いします。
- ※ 一部解約は、元本の一部をお支払いすることになります。
- ※ 契約の残高が100万円未満となるような一部解約も可能です。

② 収益金について

(a) 収益金の計算方法

収益金の計算日は、毎年3月・9月の各25日(定例計算日)及び信託終了の日(最終計算日)とします。

収益金の額は、各受益者ごとに計算する予定配当額を原則とします。予定配当額は前回定例計算日の翌日(ただし前回定例計算日の翌日以降受け入れた信託金については、その信託契約日)以降に当行が示した予定配当率(※)と、当該予定配当率に対応するそれぞれの期間における信託金の元本平均残高により計算します。なお、予定配当額の計算にあたっては1年を以下の2つの期間に分け、それぞれの期間内に当行が示した予定配当率の1/2を適用します。また、各信託金につき100円未満の部分を切り捨てて計算します。

- ・ 3月26日から9月25日までの184日間
- ・ 9月26日から3月25日までの181日間(閏年の場合は182日間)

(※) 予定配当率とは、信託期間中に適用予定の配当率をいいます。

当信託は予定配当率変動型商品です。予定配当率は信託財産の運用状況及び市場金利等を勘案のうえ、原則として毎月6・16・26日に見直します。

なお、当信託は実績配当型の金銭信託であり、予定配当率はこれを保証するものではありません。

信託財産の運用成果によっては、実際の収益金は予定配当額を下回ったり、配当がなされないことがあります。

(b) 収益金の配当時期等

定例計算日における収益金の計算に伴い分配する収益金は、原則として毎年3月・9月の各26日に元本に組入れる信託金として追加する方法(※)により分配します。

全部解約に伴い分配する収益金は、お申し出日に元本とともに金銭でお支払いします。

(※) 当信託は追加信託ができませんが、収益金については元本に組入れて運用すること(収益金の追加信託)ができます。

(c) 収益金の課税関係(※)

当信託は、所得税法第2条第1項第11号に定める「合同運用信託」に該当し、当信託から発生する収益は利子所得として扱われます。収益金は、個人の受益者の場合、収益金の配当に際しては20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金が源泉分離課税されますので確定申告する必要はありません(マル優ご利用の場合は非課税となります)。法人の受益者の場合、収益金は源泉徴収のうえ総合課税となります。

(※) 課税上の取り扱いは、平成28年12月22日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

当信託の受益者は委託者とします。委託者は受益者を指定または変更することはできません。

当信託の受益権は当行の承諾がなければ譲渡または質入することができません。

当行がやむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には、当行所定の書式により行います。この場合、受益権の譲受人または質権者が当信託の信託約款に同意することを条件とします。

(3) 【内国信託受益権の取得者の権利】

「(2) 受益権」に記載したとおりです。なお、詳細については、添付の信託約款をご参照ください。

4 【信託財産を構成する資産の状況】

(1) 【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】

① 金銭信託(自由型)《オールウェイズ》の運用状況

(平成28年9月25日現在)

資産の種類	残高(百万円)	投資比率(%)※3
主たる運用	63,930	90.89%
金銭信託受益権(※1)	63,930	90.89%
余資運用	6,403	9.10%
銀行勘定貸(※2)	6,403	9.10%
資産合計	70,333	100.00%

※1 「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」のA受益権のことです。

※2 余資運用として、当行銀行勘定に貸付けている金額です。

※3 投資比率とは、資産合計に対する当該資産の残高比率をいいます。また、投資比率は原則として単位未満を切り捨てて表示しているため、各項目の数値の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

<ご参考>

指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)の運用状況

(平成28年9月19日現在)

資産の種類	残高(百万円)	投資比率(%)※5
主たる運用	295,260	75.68%
金銭信託受益権	141,397	36.24%
金銭債権等信託受益権	153,863	39.44%
余資運用	94,851	24.31%
銀行勘定貸(※4)	94,851	24.31%
資産合計	390,112	100.00%

※4 余資運用として、当行銀行勘定に貸付けている金額です。

※5 投資比率とは、資産合計に対する当該資産の残高比率をいいます。また、投資比率は原則として単位未満を切り捨てて表示しているため、各項目の数値の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

② 格付け別の運用資産構成

(平成28年9月19日現在)

格付	残高(百万円)	投資比率(%)※6
AAA格	264,260	89.50%
a-1+格	31,000	10.49%

※6 投資比率とは、資産合計に対する当該資産の残高比率をいいます。また、投資比率は原則として単位未満を切り捨てて表示しているため、各項目の数値の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

③ 裏付資産別の運用資産構成

(平成28年9月19日現在)

裏付資産	残高(百万円)	投資比率(%)※7
自動車ローン	142,752	48.34%
リース料債権	104,133	35.26%
ショッピングクレジット債権	40,558	13.73%
その他	7,816	2.64%

※7 投資比率とは、資産合計に対する当該資産の残高比率をいいます。また、投資比率は原則として単位未満を切り捨てて表示しているため、各項目の数値の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

(記載上の注意)上記の各記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 【損失及び延滞の状況】

平成28年9月25日前5年以内に終了した計算期間について、信託財産を構成する資産に、損失及び延滞は発生していません。

(3) 【収益状況の推移】

平成28年9月25日前5年以内に終了した計算期間について、当信託の信託財産を構成する資産の運用利回りの推移は以下のとおりです。

(平成28年9月25日現在)

計算期間	運用利回り(※8)
平成28年3月26日～平成28年9月25日	0.084%
平成27年9月26日～平成28年3月25日	0.118%
平成27年3月26日～平成27年9月25日	0.105%
平成26年9月26日～平成27年3月25日	0.112%
平成26年3月26日～平成26年9月25日	0.137%
平成25年9月26日～平成26年3月25日	0.164%
平成25年3月26日～平成25年9月25日	0.173%
平成24年9月26日～平成25年3月25日	0.177%
平成24年3月26日～平成24年9月25日	0.215%
平成23年9月26日～平成24年3月25日	0.232%
平成23年3月26日～平成23年9月25日	0.224%

※8 運用利回りとは、信託財産を構成する資産から生じる受取総額を信託金の各計算期間における信託元本の平均残高で除して年率に換算した数値を意味します。

(4) 【買戻し等の実績】

該当事項はありません。

5 【投資リスク】

(1) 当信託の運用成果に影響を与える主なリスク(元本割れの原因になり得るリスク要因)としては、以下のものがあります。

① 金利変動リスク

市場金利が上昇した場合、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」を通じて運用対象とする固定金利型の信託受益権、資産担保証券、国債等の価格が下落することにより、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。また、市場金利が低下した場合、運用対象資産から生じる収益が低下するため、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。

② 信用リスク

「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」を通じて運用対象とする信託受益権等の裏付けとなる金銭債権(自動車ローン等)に当初の予想を超えた不良債権が発生した場合、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。また、運用対象とするコールローン等の取引の相手方や、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」を通じて運用対象とする公社債等の発行体、コールローン等や金利スワップ契約等の取引の相手方の信用状況等に問題が生じた場合、発行体等からの元利金の支払いがとどこおることにより、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。

③ 流動性リスク

一時期に想定を超える大量の中途解約が発生するなどにより支払準備のための資金が著しく不足した場合、解約請求に対する支払いができなくなるおそれがあります。また、支払準備のための資金が不足し、換金処分のため運用対象資産を売却する際、本来の評価額よりも安い価格での売却となり、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。

④ 管理委託先にかかるリスク

「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」を通じて運用対象とする信託受益権等の裏付けとなる金銭債権(自動車ローン等)の回収業務等を委託している信販会社等管理委託先が、営業停止などにより債権回収が困難となり、やむを得ず信託受益権を売却した場合、本来の評価額よりも安い価格での売却となり、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。また、債権回収後に管理委託先が破綻等し、回収代金を受託者(当行)が受領できない場合、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。

⑤ 支払停止・強制終了について

上記①～④のリスク等により、以下の事由が生じた場合、解約を制限すること(支払停止)があります。さらに、必要があると認めた場合には、信託財産を換金処分のうえ各受益者に按分して交付し、信託を終了する手続きを行うこと(強制終了)があります。

- (a) 合同運用財産の計算期日において信託損失が発生したとき、または計算期間において信託損失が発生することが明らかであると当行が認めた場合
- (b) 合同運用財産の総額が6ヶ月間連続して100億円を下回り、運用に支障をきたすことが明らかであると当行が認めた場合
- (c) 即時換金可能な資産が減少し、各受益者からの解約のお申し出に応じられないとき、またはその状況となることが明らかであると当行が認めた場合
- (d) 合同運用財産に属する資産に元本毀損が生じたとき、またはその状況となることが明らかであると当行が認めた場合
- (e) 「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」の強制終了が決定された場合

なお、合同運用財産には取引所の相場がない資産(信託受益権等)が含まれていますが、これらの資産は資金化が困難である等の理由により、本来の評価額を大幅に下回る価額でしか換金処分できなくなるおそれがあります。そこで取引所の相場がない資産の売却にあたっては、当行は複数の購入希望者より価額の提示を受け、そのうち最も高い価額で処分する方法等、一般に相当と認められる方法、価額をもって処分することとします。

(2) 投資リスクに対する管理体制について

投資リスクに対する管理体制については、「第1 信託財産の状況」－「3 信託の仕組み」－「②信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項」－(d)運用管理体制及びリスク管理体制についてをご参照願います。

6 【信託財産の経理状況】

1 財務諸表の作成方法について

当信託の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当信託は、当特定期間(自 平成28年3月26日 至 平成28年9月25日)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前特定期間 (平成28年3月25日現在)	当特定期間 (平成28年9月25日現在)
資産の部		
流動資産		
銀行勘定貸	5,956	6,403
合同運用口信託受益権	68,120	63,930
流動資産合計	74,077	70,333
資産合計	74,077	70,333
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		
元本	※1、※2 74,058	※1、※2 70,326
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	18	6
利益剰余金合計	※3 18	※3 6
元本等合計	74,076	70,333
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	※4 0	※4 0
評価・換算差額等合計	0	0
純資産合計	74,077	70,333
負債純資産合計	74,077	70,333

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)		
	前特定期間 (自 平成27年 9 月26日 至 平成28年 3 月25日)	当特定期間 (自 平成28年 3 月26日 至 平成28年 9 月25日)
営業収益		
受取利息	15	16
受取配当金	28	13
営業収益合計	43	30
営業費用		
受託者報酬	24	23
営業費用合計	24	23
営業利益	19	7
経常利益	19	7
税引前当期純利益	19	7
当期純利益	19	7

【注記表】

(重要な会計方針)

1 信託受益権の評価基準及び評価方法	信託受益権の評価は、その他有価証券で時価のあるものについて、決算日時点の合理的に算定された価格に基づく時価法により行なっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2 その他	本財務諸表に係る特定期間(信託の計算期間)は、平成28年3月26日から平成28年9月25日までとなっております。

(貸借対照表関係)

前特定期間 (自 平成27年9月26日 至 平成28年3月25日)	当特定期間 (自 平成28年3月26日 至 平成28年9月25日)
※1 元本は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第61条に定める資本金であります。	※1 元本は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第61条に定める資本金であります。

※ 2、※ 3、※ 4 純資産の変動

I 前特定期間(自 平成27年9月26日 至 平成28年3月25日)

(単位：百万円)

	元本等			元本等合計	評価・換算差額等	評価・換算 差額等合計	純資産合計
	元本	利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金		
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	76,636	22	22	76,659	0	0	76,660
当期変動額							
当期新規信託に伴う元本増加額	15,180	—	—	15,180	—	—	15,180
剰余金の配当に伴う元本組入額	19	△19	△19	—	—	—	—
当期終了に伴う元本減少額	△17,778	—	—	△17,778	—	—	△17,778
当期終了に伴う当期利益の分配金	—	△0	△0	△0	—	—	△0
剰余金の配当	—	△3	△3	△3	—	—	△3
当期純利益	—	19	19	19	—	—	19
元本等以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	0	0	0
当期変動額合計	△2,578	△4	△4	△2,582	0	0	△2,582
当期末残高	74,058	18	18	74,076	0	0	74,077

※ 2、※ 3、※ 4 純資産の変動

II 当特定期間(自 平成28年3月26日 至 平成28年9月25日)

(単位：百万円)

	元本等			元本等合計	評価・換算差額等	評価・換算差額等合計	純資産合計
	元本	利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金		
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	74,058	18	18	74,076	0	0	74,077
当期変動額							
当期新規信託に伴う元本増加額	12,411	—	—	12,411	—	—	12,411
剰余金の配当に伴う元本組入額	16	△16	△16	—	—	—	—
当期終了に伴う元本減少額	△16,159	—	—	△16,159	—	—	△16,159
当期終了に伴う当期利益の分配金	—	△0	△0	△0	—	—	△0
剰余金の配当	—	△2	△2	△2	—	—	△2
当期純利益	—	7	7	7	—	—	7
元本等以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	△0	△0	△0
当期変動額合計	△3,731	△11	△11	△3,743	△0	△0	△3,743
当期末残高	70,326	6	6	70,333	0	0	70,333

（金融商品関係）**1. 金融商品の状況に関する事項****① 金融商品に対する取組み方針**

当信託は、委託者の信託金を、当信託の信託約款に基づく信託契約により信託いただいた他の信託金と合同して運用します。また、当信託は、元本の安全性に配慮し、金利環境に応じた安定配当の実現を目的として、「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」(以下「マザーファンド」)を通じて、主に、自動車ローンやリース料債権などを裏付資産とした取得時点において格付機関より最も信用力が高いことを意味する最上級の格付が付与された信託受益権などに運用します。

② 金融商品の内容及びリスク

当信託が運用する当特定期間の金融商品の内容及びリスクは以下の通りです。

a. 銀行勘定貸

当信託は、合同運用財産の一部を、満期償還や中途解約に伴う支払準備等のため、銀行勘定貸に運用します。銀行勘定貸とは、合同運用財産に属する金銭を受託者の銀行勘定で運用することをいいます。銀行勘定貸には信用リスクがあり、運用先である受託者の信用状況が悪化した場合、投資した金銭の一部または全部が毀損することがあります。

b. 合同運用口信託受益権

マザーファンドのA受益権(以下「A受益権」)を通じて、マザーファンドの信託約款に基づく他の信託金と合同して運用します。

A受益権には、主に以下のリスクがあります。

イ. 金利変動リスク

市場金利が上昇した場合、マザーファンドを通じて運用対象とする固定金利型の信託受益権の価格が下落することにより、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。また、市場金利が低下した場合、運用対象資産から生じる収益が低下するため、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。

ロ. 信用リスク

マザーファンドを通じて運用対象とする信託受益権の裏付けとなる金銭債権(自動車ローン等)に当初の予想を超えた不良債権が発生した場合、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。

ハ. 流動性リスク

換金処分のため運用対象資産である信託受益権を売却する際、本来の評価額よりも安い価格での売却となり、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。

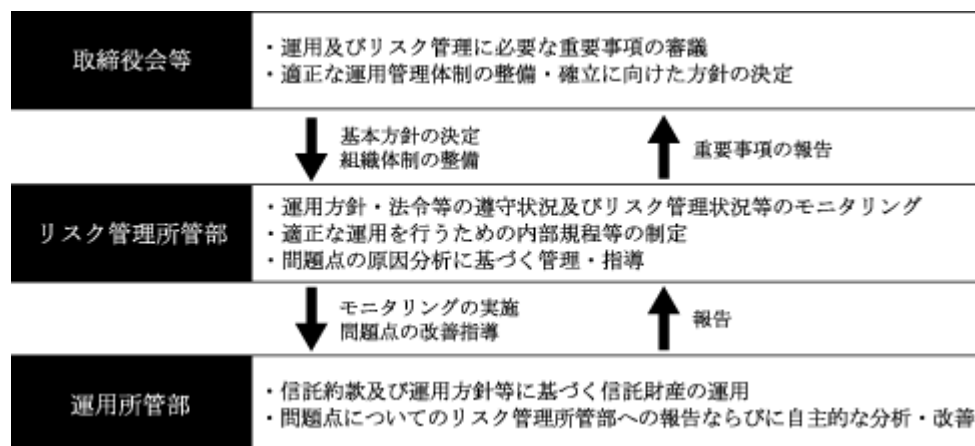
ニ. 管理委託先にかかるリスク

マザーファンドを通じて運用対象とする信託受益権の裏付けとなる金銭債権(自動車ローン等)の回収業務等を委託している信販会社等管理委託先が、営業停止などにより債権回収が困難となり、やむを得ず信託受益権を売却した場合、本来の評価額よりも安い価格での売却となり、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。また、債権回収後に管理委託先が破綻等し、回収代金を受託者(当行)が受領できない場合、予定配当額通りの配当がなされなかったり、元本に損失が生じるおそれがあります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理体制については、以下の体制で運営します。

運用所管部は、信託約款及び運用方針等に基づき信託財産の運用を行います。運用において問題が生じた場合にはリスク管理所管部に速やかに報告の上、問題点の分析・改善を行います。リスク管理所管部は、運用方針・法令等の遵守状況及び運用の状況等をモニタリングし、必要に応じて運用所管部に対し改善を求めます。また適正な運用を行うための内部規程等を制定し、問題点の原因分析に基づいて、運用所管部を管理・指導します。取締役会等は、運用所管部・リスク管理所管部からの報告に基づき、運用及びリスク管理に必要な重要事項について審議します。また適正な運用管理体制の整備・確立に向けた方針を決定します。



イ. 金利変動リスク

当信託では、行内ルールの規定に従い、マザーファンドの信託受益権等、資産サイドの金利感応度、元本等の負債サイドの金利感応度、金利スワップの金利感応度を計測し、運用所管部及びリスク管理所管部にてモニタリング管理しています。

上記金利感応度として、ベシス・ポイント・バリュー(指標となる金利が1ベシスポイント(0.01%)上昇した場合の当信託時価変動額)を算出し、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当特定期間の末日(※)現在、ベシス・ポイント・バリューは1,551千円(前特定期間末は△1,817千円)であり、指標となる金利が1ベシスポイント(0.01%)上昇した場合、マザーファンド全体の時価は、1,551千円増加するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が、一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下においては、算出額を超える影響が生じることもあります。

※ 当特定期間の末日が休日の場合は、その前営業日基準とする。

ロ. 信用リスク

当信託では、行内ルールの規定に従い、マザーファンドにて保有する信託受益権等を、取得時点において格付機関(R&I、JCR、ムーディーズ、S&P等)より長期AAA格または短期a-1+格以上の格付けを取得しているものに限定し、運用所管部及びリスク管理所管部にてモニタリング管理しています。

ハ. 流動性リスク

当信託では、行内ルールの規定に従い、満期償還や中途解約に伴う支払準備等のため、総資産残高に占める余資比率を計測し、運用所管部及びリスク管理所管部にてモニタリング管理しています。

ニ、管理委託先にかかるリスク

当信託では、行内ルールの規定に従い、マザーファンドを通じて管理委託先毎に、運用残高や総資産残高に占める運用比率を計測し、運用所管部及びリスク管理所管部にてモニタリング管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

① 貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

前特定期間(平成28年3月25日現在)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
a. 銀行勘定貸	5,956	5,956	—
b. 合同運用口信託受益権 其他有価証券	68,120	68,120	—
合計	74,077	74,077	—

当特定期間(平成28年9月25日現在)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
a. 銀行勘定貸	6,403	6,403	—
b. 合同運用口信託受益権 其他有価証券	63,930	63,930	—
合計	70,333	70,333	—

② 時価の算定方法

a. 銀行勘定貸

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

b. 合同運用口信託受益権

信託受益権の評価については、市場価格はないが、随時解約可能な商品であるため、時価として「解約換金価額」を算定し、計上しております。なお、「解約換金価額」は、基準日における「信託元本金額」と「未収配当金」の合計として算出しております。

③ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前特定期間(平成28年3月25日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超
銀行勘定貸	5,956	—	—
合計	5,956	—	—

当特定期間(平成28年9月25日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超
銀行勘定貸	6,403	—	—
合計	6,403	—	—

(有価証券関係)

1. 合同運用口信託受益権(その他有価証券)

前特定期間(平成28年3月25日現在)

(単位：百万円)

		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	信託受益権	68,120	68,120	0
	小計	68,120	68,120	0
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	信託受益権	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		68,120	68,120	0

当特定期間(平成28年9月25日現在)

(単位：百万円)

		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	信託受益権	63,930	63,930	0
	小計	63,930	63,930	0
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	信託受益権	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		63,930	63,930	0

2. 特定期間中に売却した合同運用口信託受益権(その他有価証券)

前特定期間(自 平成27年9月26日 至 平成28年3月25日)

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
合同運用口信託受益権	153,890	—	—

当特定期間(自 平成28年3月26日 至 平成28年9月25日)

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
合同運用口信託受益権	159,510	—	—

(関連当事者との取引)

前特定期間 (自 平成27年9月26日 至 平成28年3月25日)	当特定期間 (自 平成28年3月26日 至 平成28年9月25日)
該当事項はございません	同左

(1 単位当たり情報)「*1単位＝1円」

	前特定期間 (自 平成27年9月26日 至 平成28年3月25日)	当特定期間 (自 平成28年3月26日 至 平成28年9月25日)
1 単位当たり純資産額	1.0002	1.0001
1 単位当たり当期純利益額	0.0002	0.0000

(重要な後発事象)

当特定期間 (自 平成28年3月26日 至 平成28年9月25日)
該当事項はございません

(記載上の注意)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第2 【証券事務の概要】

1 受益者の変更

当信託の受益者は委託者とします。委託者は受益者を指定または変更することはできません。

2 受益者に対する特典

ございません。

3 受益権の譲渡・質入

当信託の受益権は、当行の承諾がなければ譲渡または質入することができません。

当行がやむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には、当行所定の書式により行います。この場合、受益権の譲受人または質権者が当信託の信託約款に同意することを条件とします。

4 受益者への報告事項

以下に掲げる書面について、受益者へ手交または郵送等によりお渡しします。

- (1) 収益金の分配に関する書面
- (2) 信託終了時の最終計算に関する書面
- (3) 信託財産の状況を記載した書面
- (4) 信託財産と当行の銀行勘定、当信託の信託業務の委託先、利害関係人、または他の信託財産との取引の状況を記載した書面

第3 【受託者、委託者及び関係法人の情報】

1 【受託者の状況】

(1) 【受託者の概況】

① 資本金の額（平成28年9月末日現在）

資本金	247,369 百万円
発行する株式の総数	15,854,803,547 株
発行済株式の総数	8,870,501,392 株

過去5年間における資本金の額の増減

年月日	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）
平成23年4月1日 ～ 平成24年3月31日	66	247,369

② 受託者の機構

(a) 会社の機関内容（平成28年6月27日現在）

当行は「みずほフィナンシャルグループ」（以下、「当グループ」という場合があります）の一員であり、当グループは、経営環境の変化に柔軟かつ機動的に適応できる経営形態として選択した持株会社体制の下で、銀行・信託・証券やその他の事業分野にわたるグループ横断的なビジネス戦略推進単位ごとに、持株会社が戦略・施策や業務計画の策定を行うことで、お客さまニーズへの適応力強化を一段と進め、企業価値の極大化に取り組んでおります。

<取締役及び取締役会>

当行の取締役会は、9名の取締役に構成され、当行の経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の職務の執行の監督を主な役割としております。

当行は、取締役会の監督機能強化のため、コーポレート・ガバナンス等の専門的知見や経験が豊富な社外取締役3名を招聘しております。当該社外取締役は、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営から独立した立場で必要な助言を適宜行っており、当行取締役会の意思決定機能や経営の監督機能の向上が図れております。

<監査役>

当行は監査役制度を採用しており、監査役4名のうち2名は社外監査役であります。監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議又は決議を行っております。

<業務執行>

経営の監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。業務執行においては、社長が、取締役会の決定した基本方針に基づき、当行の業務執行全般を統括しております。

なお、社長の諮問機関として経営会議を設置、必要の都度開催し、取締役会で決議することを要する事項等、業務執行に関する重要な事項を審議しております。

(b)運用の意思決定機構

1) 運用方針、リスク管理の運営要領等の策定

当行の業務執行機関の一環として設置される経営政策委員会の規程に基づき、信託商品の運用管理に関する会議を開催し、信託財産運用に係る重要な方針として、運用方針の制改定について審議・決定します。

また、信託財産運用に係るリスク管理の詳細を定めた運営要領の制改定について審議・決定します。

2) 運用執行

運用所管部は、信託約款、及び運用商品の運用管理に関する会議において決定した運用方針等に基づき信託財産を運用します。

また、リスク管理の詳細を定めた運営要領等に従い、各種リスク指標を計測し、計測結果をリスク管理所管部へ報告します。運用において問題が生じた場合には、リスク管理所管部に速やかに報告の上、問題点の分析・改善を行います。

3) リスクモニタリング

運用部門から独立したリスク管理所管部は、運用方針・法令等の遵守状況及び運用状況等をモニタリングし、必要に応じて運用所管部に改善を求めます。また適正な運用を行うための内部規程等を制定し、問題点の原因分析に基づいて、運用所管部を管理・指導します。取締役会等は、運用所管部・リスク管理所管部からの報告に基づき、運用及びリスク管理に必要な重要事項について審議します。また適正な運用管理体制の整備・確立に向けた方針を決定します。

上記体制は、平成28年12月22日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(2) 【事業の内容及び営業の概況】

当行は、個人・事業法人・金融法人・公共法人を主要なお客さまとし、信託業務を中心に、銀行業務その他金融サービスをご提供しております。

当行が受託する信託財産は以下の通りです。

科 目	平成28年9月30日
	金額（百万円）
金銭信託	18,261,755
年金信託	3,929,675
財産形成給付信託	3,651
投資信託	15,801,296
金銭信託以外の金銭の信託	1,430,173
有価証券の信託	7,712,291
金銭債権の信託	3,237,100
土地及びその定着物の信託	333,531
包括信託	11,369,974
その他の信託	5,240
合計	62,084,656

（注） 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

(3) 【経理の状況】

① 【受託者が提出した書類】

(a) 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第146期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
平成28年6月27日 関東財務局長に提出

(b) 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第147期中（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）
平成28年11月28日 関東財務局長に提出

(c) 【訂正報告書】

該当事項はありません。

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

該当事項はありません。

(4) 【利害関係人との取引制限】

受託者は、「信託法」、「信託業法」及び「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」の定めるところにより、自己又はその利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその利害関係人（株式の所有関係又は人的関係において密接な関係を有する者として政令で定めるものをいう。④において同じ。）と信託財産との間における取引（当該取引を行う旨及び当該取引の概要について定めがあり、又は当該取引に関する重要な事実を開示してあらかじめ書面若しくは電磁的方法による受益者の承認を得た場合（当該取引をすることができない旨の信託行為の定めがある場合を除く。）であり、かつ、受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合を除く。②及び③において同じ。）
- ② ①の信託の信託財産と他の信託の信託財産との間の取引
- ③ 第三者との間において信託財産のためにする取引であって、自己が当該第三者の代理人となて行うもの
- ④ 通常取引の条件と比べて受益者に不利益を与える条件で、信託財産に属する財産につき自己の固有財産に属する債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であって受託者又は利害関係人と受益者との利益が相反することとなる取引（信託財産に係る受益者に対し、取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う場合を除く。）

(5) 【その他】

該当事項はありません。

2 【委託者の状況】

(1) 【会社の場合】

① 【会社の概況】

該当事項はありません。

② 【事業の内容及び営業の概況】

該当事項はありません。

③ 【経理の状況】

該当事項はありません。

④ 【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

⑤ 【その他】

該当事項はありません。

(2) 【会社以外の団体の場合】

① 【団体の沿革】

該当事項はありません。

② 【団体の目的及び事業の内容】

該当事項はありません。

③ 【団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額】

該当事項はありません。

④ 【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】

該当事項はありません。

(3) 【個人の場合】

① 【生年月日】

該当事項はありません。

② 【本籍地】

該当事項はありません。

③ 【職歴】

該当事項はありません。

④ 【破産手続開始の決定の有無】

該当事項はありません。

3 【その他関係法人の概況】

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

該当事項はありません。

(2) 【関係業務の概要】

該当事項はありません。

(3) 【資本関係】

該当事項はありません。

(4) 【役員の兼職関係】

該当事項はありません。

(5) 【その他】

該当事項はありません。

第4 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成28年6月24日 有価証券報告書(※)

(※) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第7条第4項の規定により、平成27年12月24日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書とみなされます。

- ・ 本書に記載されている運用管理体制・リスク管理体制は、平成28年12月22日現在におけるものであり、今後組織変更等により変更になることがあります。
- ・ 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、当信託の基本的性格を記載する他、募集事項等記載書面及び有価証券報告書の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として、目論見書の巻頭に記載することがあります。
- ・ 目論見書の巻頭または巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- ・ 目論見書に当信託及び「指定金銭信託（合同・流動化商品マザー口）」の約款を添付します。なお、目論見書の記載項目のうち約款と内容が重複する項目については、概略のみを記載し、約款を参照すべき旨を併せて記載することで、募集事項等記載書面及び有価証券報告書の内容の記載に代えることがあります。
- ・ 募集事項等記載書面及び有価証券報告書の内容のうち目論見書に記載すべき事項について、投資者の理解を助けるため、各所に図表等を加えることがあります。
- ・ 目論見書に当行の行名をロゴ・マークにより表示する場合、当行の属する企業グループのロゴ・マークとして、図案を併せて表示する場合があります。
- ・ 当信託の募集事項等記載書面及び有価証券報告書はEDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)を通じて提出している旨及び目論見書の記載事項はEDINETで入手可能な旨を記載することがあります。
- ・ お取り扱いとは通帳式のみで、証書のお取扱いはありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年11月22日

みずほ信託銀行株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 信 彦 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「信託財産の経理状況」に掲げられている金銭信託(自由型)の平成28年3月26日から平成28年9月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表及び損益計算書について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、金銭信託(自由型)の平成28年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ信託銀行株式会社及び金銭信託(自由型)と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- ※2 X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。